

ひとり親家庭の方へ

スキルアップのために職業訓練を受講するときの

生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金

対象者 (以下のすべてを満たす方)

- ・伊豆の国市にお住まいで、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親
- ・児童扶養手当を受けているか、同等の所得水準にある方
(所得基準を超えた場合でも1年に限り引き続き対象となります。)
- ・6ヵ月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・仕事や育児と資格取得の両立が困難であると認められる方
- ・過去に同様の給付金を受けたことがない方

対象資格

- 医療** 看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士
- 福祉** 介護福祉士・保育士・社会福祉士
- その他** 美容師・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格・雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座(情報関係に限る)を受講して取得することができる資格

支給内容

訓練促進給付金

○修業期間中(上限4年(48月))

- 住民税非課税世帯 月額 100,000円
(最終12月) 140,000円
- 住民税課税世帯 月額 70,500円
(最終12月) 110,500円

修了支援給付金(訓練を修了した場合)

○修了後

- 住民税非課税世帯 50,000円
- 住民税課税世帯 25,000円

修業開始より前に事前相談が必要です！

電話で御予約をお願いします。



問合せ・申請先

伊豆の国市こども家庭センター(大仁庁舎)

電話 0558-76-8008

(受付時間 平日 8:30~17:00)

高等職業訓練促進給付金 申請手続きの流れ

①事前相談（要予約） 電話：0558-76-8008	資格取得計画・生活状況などを聞き取りします。 《持ち物》 <ul style="list-style-type: none">・受講予定の講座の資料、パンフレット・本人確認書類
②訓練促進給付金の申請 （修業開始後申請）	《提出書類等》 <ul style="list-style-type: none">・在学証明書（訓練校への在籍が確認できる証明書）・本人と子の戸籍謄本・児童扶養手当証書（※受給している方）・振込先口座の分かるもの （通帳、キャッシュカード等）・マイナンバーカード
③訓練促進給付金支給	毎月指定の口座に振込みます。 <ul style="list-style-type: none">・3カ月に1度程度、講座受講状況を確認します。・進級時に新学年の在学証明書等を提出してください。・毎年8月支給分から、前年の収入により支給金額を見直します。変更がある場合は、変更届を提出していただきます。
* 修業を修了した場合、高等職業訓練修了支援給付金を支給します！	
④修了支援給付金の申請 （修了後30日以内に申請）	《提出書類等》 <ul style="list-style-type: none">・修了証明書・資格取得の証明書・本人と子の戸籍謄本・児童扶養手当証書・振込先口座の分かるもの （通帳、キャッシュカード等）・マイナンバーカード
⑤修了支援給付金支給	指定の口座に振込みます。